

一般社団法人日本神経内視鏡学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、一般社団法人日本神経内視鏡学会と称し、英文では、Japanese Society for Neuroendoscopy (略称 JSNE) と表記する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、脳神経領域での内視鏡を用いた診断、治療の発展を促進し、広く知識の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 神経内視鏡の技術、手技に関する資格の認定
- (3) 関連学術団体との連絡及び協力
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員及び評議員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した医師
- (2) 準会員 本会の目的に賛同し入会した医師以外の者
- (3) 名誉会員 本会に功績のあった者のうち、本会の創始者又は会長経験者で理事会において推挙された者
- (4) 特別会員 本会に功績のあった者で、理事会において推挙された者
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の行う事業を援助する目的で入会した個人又は団体

2 本会に評議員おおむね50名以上70名以内を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)に定める社員とする。

3 評議員は正会員の中から選出し、評議員を選出するために必要な事項は別に細則に定める。

4 評議員の任期は、選任の日から2年後に次期の評議員が選任される時までとし、再任を妨げない。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の会費を添えて本会の事務局に入会の申込みを行うものとする。

2 賛助会員として入会を申込んだ者は、理事会の承認を得たのち、入会の認定を行う。

(会費等)

第7条 本会の会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会長及び特別会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を本会の事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条のほか、会員は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上滞納したとき。

(2) 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき。

2 評議員である正会員は、前二条または前項で会員資格を喪失した際に、評議員の資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会費の滞納など未履行の義務

は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は評議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(会員への報告)

第21条 社員総会の議事については全会員に報告する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

理 事 5名以上10名以内

監 事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法に定める代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔を開けて2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前二項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

3 理事長は、理事会の議決によって解職することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は、意見を述べなければならない。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定又は解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合につき、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた時はこのかぎりでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 学術集会

(開催)

第34条 本会は、会員の研究発表等のため、年次学術集会を毎年一回開催する。

2 前項によるもののほか、理事会の決議を経て、必要に応じて学術集会、研究会等を開催することができる。

(会長)

第35条 年次学術集会を主催するために、本会に会長1名を置く。

2 会長は、理事会で選任する。

3 会長の任期は、その担当する年次の前年の学術集会終了の翌日から、当該年次学術集会終了の日までとする。

4 会長は、理事会に準備状況等を報告しなければならない。

第8章 会計

(事業年度)

第36条 本会の法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(財産の管理・運用)

第 37 条 本会の財産の管理・運用は、理事長が理事会の決議のもとに行う。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本会の事業計画及び収支予算を記載した書類については、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第 40 条 本会は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(細則等への委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営のために必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(法人の成立)

第46条 本会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

2 本会の成立に伴い、任意団体である日本神経内視鏡学会の一切の権利および義務は、本会に帰属する。

3 任意団体である日本神経内視鏡学会の正会員、準会員又は賛助会員は、第6条の規定にかかわらず、本会の成立に伴い、それぞれ本会の正会員、準会員又は賛助会員として入会したものとみなす。

4 任意団体である日本神経内視鏡学会の名誉会員又は特別会員は、この定款の規定に関わらず、本会の成立に伴い、本会の名誉会員又は特別会員として推挙されたものとみなす。

5 任意団体である日本神経内視鏡学会の運営委員は、この定款の規定に関わらず、本会の成立に伴い、本会の評議員に選任されたものとみなす。

(経過措置)

第47条 本会の成立後、第45条に規定の細則が定められる間は、この定款に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、任意団体である日本神経内視鏡学会の会則による。

(最初の事業年度)

第48条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成29年9月30日までとする。

(設立時社員)

第49条 第5条の規定にかかわらず、本会の設立時社員は、次のとおりとする。

住 所
設立時社員 新井 一

住 所
設立時社員 喜多村 孝幸

(設立時役員)

第50条 本会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	伊達 勲
設立時理事	新井 一
設立時理事	木内 博之
設立時理事	三木 保
設立時理事	富永 悌二
設立時理事	喜多村 孝幸
設立時理事	石原 正一郎
設立時理事	藤井 幸彦
設立時代表理事 (理事長)	新井 一
設立時監事	松前 光紀